

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (矢ノ目集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

・本集落は、水稻を中心とした集落農業が展開されており、集落内の農家数は13経営体で、全農家が水稻を経営の柱とした農業を展開している。

・アンケート調査や集落間取りに基づく規模拡大意向農家はなく、規模縮小意向農家が4経営体、現状維持意向農家が9経営体、入り作認定農業者が3経営体であることから、現状維持意向農家(9経営体)と入り作認定農業者の内、若宮地区内の入り作認定農業者(3経営体)を含めた12経営体を、地域内の農業を担う者(以下、集落担い手農家という。)に位置付け、集落農業を維持・継承していきたい意向にある。

・後継者不足等を要因とした農業従事者の高齢化が進んでいるが、集落担い手農家の将来にわたる営農継続意欲が強い。

【課題】

・農業・農地を重要な地域資源であるとの認識を集落全体で共有し、集落担い手農家が相互に協力し合い、集落住民も含め、集落全体で担い手農家を支える体制づくりが必要である。

・農道や水路等生産基盤の維持管理、草刈作業など人足時の人手が不足することが予想されることから、作業等の省力化(外部委託等)を図るとともに集落内の実施体制を再構築していく必要がある。

・集落の担い手農家が営農継続していくうえで、機械・施設等生産基盤の強化・充実にに向けた支援が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、集落担い手農家が農業生産基盤の強化・充実、技術革新の取組による作業効率化や省力化が図られているとともに、集落内の相互協力体制が構築され、「集落ぐるみ」で持続可能な農業経営を支え、農業を柱とした集落コミュニティが維持・継承されている。

・生産作物：水稻　・栽培方式：慣行栽培(33.8ha)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・本計画を集落全体で共有し、集落内相互協力体制の構築に向けた話を重ねていく。 ・離農、規模縮小等に伴う農地は、集落担い手農家に集積するものとし、集積優先順位として①現状維持意向農家、②入り作認定農業者の順序を基本としながら進めていく。 ・集落担い手農家にあっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、他の集落担い手農家への集積を基本に進めていく。 ・作業効率性や省力化を図るため、集落担い手農家と話し合いを重ね、集約化(集団化)を段階的に進めていく。 ・農業生産基盤の維持・保全については、多面的機能支払交付金事業と連携しながら、集落担い手農家及び集落内住民の役割を明確化するとともに、作業負担軽減に向けた外部委託等を積極的に活用していく。 ・機械・施設等の強化・充実は補助事業の活用や、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・離農する農家の農地(水田)は、離農農家の貸付意向時期に配慮しながら、農地中間管理機構を通して集落担い手農家に集積していく。その際、集約化(集団化)に関し集落担い手農家の意向を考慮しながら段階的に進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・水路・農道等の生産基盤の整備は、町、土地改良区と連携しながら、補助事業等を活用して進めていく。 ・農地の集積及び集約化(団地化)の進捗に合わせながら、畦畔除去による水田の大規模区画化を段階的に進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・集落担い手農家が将来にわたり営農継続しつつ経営発展できるよう、集落内住民相互が支え合える体制を構築していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・集落担い手農家にあっても、集落全農地を担うため効率化・省力化が必要な作業については、農業支援サービス事業者への作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指していく。